

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
胃部検診車両 賃借料	札幌病衛 5-21		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 5年 9月 13日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部	

## 1 総則

### 1.1 適応範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院（以下、「当院」という）において使用する胃部検診車両（以下、「検診車」という）の賃借料について規定する。

### 1.2 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

医療法（昭和23年法律第205号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

医療法施行令（昭和23年政令第326号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）

### 1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、その他関係法令等による。

### 1.4 一般的事項

製品は、“国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号（平成31年2月改訂））”に適合するものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、契約業者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 2 製品に関する要求

### 2.1 品名・数量

調達要領指定書による。

### 2.2 機能・性能

調達要領指定書による。

## 2.3 受け渡し場所

北海道札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院

## 2.4 借上げ期間

借上げ期間は、調達要領指定書によって指定する。ただし、納入時期については別途調整による。

## 3 その他の指示

### 3.1 特記事項

- a) 本仕様書に関し、不明事項及び変更等が生じた場合は官側と調整し、その指示によるものとする。
- b) 検診中に検診車が故障した場合、すみやかに代替車両を用意すること。

### 3.2 個人情報の管理

- a) 受託者は、個人情報漏洩の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- b) 受託者は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- c) 受託者は、委託業務に係る個人情報を他の目的のために使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- d) 委託業務に関し事故等が発生した場合には、受託者は速やかにその内容を官側に報告する。
- e) 官側は、受託者が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

### 3.3 保険の補償範囲

保険は、契約相手側が加入するものとし、保険の補償に関しては、下記のとおりとする。

#### a) 対人補償

1名につき無制限とする。

#### b) 対物補償

1事故につき無制限とする。

#### c) 車両保険

1事故につき車両時価額（免責額0円）とする。

### 3.4 操作教育

納入後、官側使用者に対する操作教育を行うものとする。

### 3.5 保守

- a) 撮影機器について、官側の責任による故障以外の不具合発生時は、24時間対応し、速やかに修理対応（無償）するものとする。
- b) 不具合が発生した際、緊急に連絡がとれるよう、北海道に営業所等を有するものとする。

### 3.6 燃料

燃料は、納入時満タンとし、当院から営業所まで消費する燃料については、契約業者負担とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号											
	調 達 要 求 番 号	3MTF1AR1001										
	調 達 要 求 年 月 日	令和 5年 9月13日										
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課										
	作 成 年 月 日	令和 5年 9月13日										
品 名	胃部検診車両 賃借料											
仕 様 書 番 号	札幌病衛 5-21											
指定事項												
<p><b>2 製品に関する要求</b></p> <p><b>2.1 品名・数量</b></p> <table border="1" data-bbox="491 734 1189 869"> <thead> <tr> <th>連番</th> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>胃部検診車両</td> <td>胃部検診車両1台</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2.2 機能・性能</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 検診車は、専用のX線撮影装置、撮影台、操作室、待合室、冷・暖房装置及び放送装置を装備した車両であること。</li> <li>2) 撮影装置添付書（耐用年数10年）の規定に応じた更新計画がなされていること。</li> <li>3) 検診車は、1時間に20名程度の撮影が可能なこと。</li> <li>4) 駐車場において車輪留め、安定ジャッキで安全性の確保が可能なこと。</li> <li>5) 駐車場において検診車の水平が保たれること。</li> <li>6) 発動発電機を搭載し、100Vの外部電源または搭載した発動発電機により検査可能なこと。</li> <li>7) 検診データは200名程度の撮影データが保存可能なこと。</li> <li>8) 検診データについては契約業者が用意したDVDに書き込み、官側に渡すこと。</li> <li>9) 監視用カメラのモニターは操作室にあり、操作室でモニター及び操作が可能なこと。</li> </ol> <p><b>2.3 借上げ期間</b></p> <p>令和5年10月2日～令和6年3月29日</p>					連番	品 名	規 格	数 量	1	胃部検診車両	胃部検診車両1台	1式
連番	品 名	規 格	数 量									
1	胃部検診車両	胃部検診車両1台	1式									